

○後志広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業
の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防
サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例

〔平成28年3月3日〕
条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、後志広域連合(以下「広域連合」という。)における指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特に定めのない限り、法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

(事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に定めるもののほか、省令の定めるところによる。

2 前項の規定により、省令の定める基準を適用する場合において、省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第4条 指定地域密着型介護予防サービス事業者で次に掲げるサービスを行う事業者は、地震・津波等の自然災害及び火災等の非常災害に関する具体的計画を立て、冬期間及び夜間を含む非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護
- (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護

2 前項に規定する訓練の実施に当たって、同項第2号及び第3号に規定する事業者は、

地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(申請者の資格)

第5条 法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。

(広域連合管外に所在する事業所の指定に係る基準等)

第6条 広域連合管外に所在する事業所の指定に係る基準等は、この条例の規定にかかわらず、当該事業所が所在する市町村の法第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づく条例の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(後志広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の廃止)

2 後志広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年後志広域連合条例第2号)は、廃止する。